総 税 固 第 1 5 号 平成 27 年 2 月 26 日

各都道府県総務部長 殿 (市町村税担当課扱い) 東京都総務・主税局長 殿 (市町村税・固定資産税担当課扱い)

> 総務省自治税務局固定資産税課長 (公印省略)

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者 に関する情報の内部利用等について

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活 環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産 を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促 進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特 別区を含む。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進 するために必要な事項を盛り込んだ空家等対策の推進に関する特別措置法(平 成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。)が平成 27 年 2 月 26 日から一 部施行されます。

空家法の施行に伴い、同日以降、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等(空家法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。)の所有者等に関するものについて、空家法の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとなります(空家法第 10 条第1項)。また、都知事は、特別区の区長から当該情報の提供を求められたときは、空家法の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとされます(空家法第 10 条第2項)。その結果、空家等の所有者に関する氏名その他の空家法の施行のために必要な限度の情報(具体的には、空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。)を、地方団体の税務部局が、空家法の施行のために必要な限度において、市町村(特別区を含む。)の空家等に関する施策を担当している部局(以下「空家等施策担当部局」という。)が空家法に基づく措置を講ずる目的のために提供したとして

も、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

今後、空家等施策担当部局より、空家等の所有者等に関する固定資産課税台帳の一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、国土交通省住宅局住宅総合整備課長及び総務省自治行政局地域振興室長から各都道府県・政令市の空家等施策担当部長に別添のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、空家等施策担当部局からの当該情報の内部利用等の依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 (技術的な助言)に基づくものです。

## (連絡先)

自治税務局固定資産税課

担当:東(あずま)理事官、田中係長

電話:03-5253-5674(直通)

Email: n8. tanaka@soumu.go.jp

国 住 備 第943号 総 行 地 第25号 平成27年2月26日

各都道府県·政令市 空家等施策担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長 (公印省略)

総務省自治行政局地域振興室長 (公印省略)

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の 内部利用等について

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を盛り込んだ空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)が平成26年11月27日に公布され、法第10条の規定に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、空家等の所有者等に関する情報について、内部で利用することができることとされたところです。

法は平成27年2月26日から一部施行されることとなりますが、これを受け、 今後、市町村の空家等に関する施策を担当している部局(以下「空家等施策担当部 局」という。)が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の 所有者に関する情報の内部利用等の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に 向け、下記事項に御配慮頂くとともに、貴管内市町村(特別区を含み、政令市を除 く。)に対しても周知頂きますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 内部で利用することが可能な情報について 市町村長は、法第10条第1項の規定に基づき、市町村の税務部局が地方税に関 する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって法第2条第1項に規定する空家等(以下「空家等」という。)の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報(具体的には、空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。)のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないもの(以下「固定資産税関係所有者情報」という。)について、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能である。

なお、不動産登記簿情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり、 地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

## 2 内部で利用するに当たっての手続

市町村の空家等施策担当部局が固定資産税関係所有者情報の提供を求める際には、書面により、空家等の敷地の地番その他当該空家等の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

## 3 把握した情報の活用

1により固定資産税関係所有者情報を空家等施策担当部局が利用することができるのは、法の施行のために必要な限度においてであり、例えば、空家等担当部局が空家等に係る固定資産税の納税義務者本人又は必要な場合における納税管理人に対し、空家等の所有者を確認するために連絡をとる場面において固定資産税関係所有者情報を活用することは可能であるが、納税義務者本人又は必要な場合における納税管理人以外に固定資産税関係所有者情報を漏らす行為は、法の施行のために必要な限度においての利用とは解されない。

なお、正当な理由なく固定資産税関係所有者情報を漏らす行為は、地方公務員法 第34条の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

## 4 都知事から特別区の区長への情報の提供

都知事は、特別区の区長から固定資産税関係所有者情報の提供を求められたときは、法第10条第2項の規定に基づき、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとされているが、その際に提供が可能な情報、提供に当たっての手続及び把握した情報の活用については、上記1から3までに準ずる取扱いとなるものである。